

東大和市告示第 号

東大和市下水道事業の業務に係る公金の出納事務の一部を取り扱わせる
金融機関の指定

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第27条ただし書並びに地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき、東大和市下水道事業の業務に係る公金の収納及び支払の事務の一部を取り扱わせる出納取扱金融機関及び収納の事務の一部を取り扱わせる収納取扱金融機関を次のとおり指定する。

令和2年4月1日

東大和市長 尾崎 保夫

出納取扱金融機関又は 収納取扱金融機関の別	指定した者	取扱店舗
出納取扱金融機関	株式会社りそな銀行	
収納取扱金融機関	株式会社埼玉りそな銀行	
収納取扱金融機関	株式会社きらぼし銀行	
収納取扱金融機関	株式会社山梨中央銀行	
収納取扱金融機関	株式会社東和銀行	
収納取扱金融機関	飯能信用金庫	
収納取扱金融機関	西武信用金庫	
収納取扱金融機関	青梅信用金庫	
収納取扱金融機関	多摩信用金庫	
収納取扱金融機関	大東京信用組合	
収納取扱金融機関	中央労働金庫	
収納取扱金融機関	東京みどり農業協同組合	
収納取扱金融機関	株式会社ゆうちょ銀行	東京都・山梨県及び関東各 県所在のゆうちょ銀行・郵 便局